

実質化された稲見下地区人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
下関市	稲見下地区(稲見下集落)	令和5年3月31日	

1 対象地区の状況

①地区内の農地面積	21.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	13.6ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	11.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	2.0ha

注1:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注2:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注3:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

注4:地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計は、アンケート調査の結果等により記載します。

2 対象地区の農業の現状及び課題

当地区は、水稻が盛んな農業地帯であるが、農業者の高齢化が進み、遊休農地の増加が懸念されることから、営農の効率化を図り、稲見下営農組合を中心に地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が課題である。
また、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、0.8ha多く、後継者を含め、新規就農者等、新たな農地の担い手の確保が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・稲見下営農組合と認定農業者である2経営体に農地の集積・集約化を進めつつ、必要に応じて、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で農地を利用する仕組みの整備を進める。
・農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。
・稲見下営農組合については、水稻を主要作物とし、新たに大豆の作付にも取り組んでいく。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

稲見下地区の農地利用は、中心経営体である稲見下営農組合と個人の4経営体(うち認定農業者2経営体)を中心に担っていくほか、後継者を含め、新たな担い手の受入れを促進することで対応していく。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(中心経営体)

属性	農業者 (氏名・名称)	経営者・ 代表者 の年齢	後継者 の有・ 無	現状		今後の農地の引受けの意向		
				経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	5経営体				12.3 ha		14.3 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>農用地の集積、集約化の方針※ 農地中間管理機構を活用して、団地面積の拡大を進めるとともに、中心経営体への農地集積を進める。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針※ 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備事業への取組方針※ 老朽化しつつある水路の補修等を行い、永続的に農業生産を行うための体制を整備する。</p>
<p>多様な経営体の確保・育成の取組方針※ 地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、下関農林事務所、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。</p>
<p>農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針※ 作業の効率化が期待できる防除作業等、取り組みやすいものがあれば取り入れていく。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 侵入防止柵やネット等の設置や捕獲檻の設置により鳥獣害防止対策を行う。</p>
<p>生産性の合理化に関する取組方針 水稲については、共同機械を購入し作業の省力化を図る。</p>